

平成30年第5回今帰仁村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成30年9月28日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	9月28日 午前10時01分		
	閉 会	9月28日 午後3時31分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	島 袋 誠	8	與 那 勝 治
	2	上 原 祐 希	9	山 城 太
	3	與那嶺 透	10	與 儀 常 次
	4	座間味 薫	11	嘉 陽 崇
	5	座間味 邦 昭		
	6	吉 田 清 尊		
	7	玉 城 みちよ		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	1	島 袋 誠	2	上 原 祐 希
職務のため議場 に出席したもの	事務局 長	我那覇 尚 一	書 記	松 田 洋 子
	局長補佐 兼議事係長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	喜屋武 治 樹		
	副 村 長	中 原 茂 仁		
	教 育 長	玉 城 奎		
	総 務 課 長	我那覇 隆 文		
	会 計 管 理 者	金 城 寛 樹		

平成30年第5回今帰仁村議会臨時会

議事日程第1号

平成30年9月28日（金曜日）

1. 開 会 午前10時
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		仮議席の指定	
2		議長の選挙	

平成30年第5回今帰仁村議会臨時会

議事日程第1号の追加1

平成30年9月28日（金曜日）

1. 開 会 午前10時
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員	
2		会期の決定	
3		副議長の選挙	
4		議席の指定	
5		常任委員の選任	
6		議長の常任委員の辞任	
7		議会運営委員の選任	
8	決議第4号	議会広報調査特別委員会設置に関する決議	
9		議会広報調査特別委員の選任	
10		一部事務組合議会議員の選挙（本部町・今帰仁村消防組合）	
11		一部事務組合議会議員の選挙（本部町今帰仁村清掃施設組合）	
12		沖縄県介護保険広域連合議会議員の選挙	
13	同意案第5号	今帰仁村監査委員の選任につき同意を求めることについて	
14		議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書の件	

○ **我那覇尚一 事務局長** おはようございます。事務局長の我那覇尚一です。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会です。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。

年長の吉田清尊議員を紹介します。

(年長の吉田清尊議員、議長席に着く)

○ **吉田清尊 臨時議長** ただいま紹介されました吉田清尊です。地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願ひします。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第5回今帰仁村議会臨時会を開会します。本日の会議を開きます。

(開会時刻 午前10時01分)

日程第1. 「仮議席の指定」を行います。

「仮議席」は、ただいま着席の議席とします。

日程第2. 「議長の選挙」を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場を閉める)

○ **吉田清尊 臨時議長** 休憩します。

(休憩時刻 午前10時02分)

○ **吉田清尊 臨時議長** 再開します。

(再開時刻 午前10時02分)

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に上原祐希議員、及び座間味邦昭議員を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

(投票用紙の配付)

○ **吉田清尊 臨時議長** 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なし)

○ **吉田清尊 臨時議長** 「配付漏れなし」と認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○ **吉田清尊 臨時議長** 「異状なし」と認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願ひます。事務局長。

○ **我那覇尚一 事務局長** それでは1番與儀常次議員、2番上原祐希議員、3番與那嶺透議員、4番嘉陽崇議員、5番座間味邦昭議員、7番玉城みちよ議員、8番與那勝治議員、9番山城太議員、10番島袋誠議員、11番座間味薫議員、吉田清尊臨時議長。

○ 吉田清尊 臨時議長 投票漏れはありますか。

(なし)

○ 吉田清尊 臨時議長 「投票漏れなし」と認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

上原祐希議員及び座間味邦昭議員、開票の立会いをお願いします。

開票を行います。

(開票)

○ 吉田清尊 臨時議長 選挙の結果を報告します。

投票総数11票

有効投票11票

無効投票0票です。

有効投票のうち座間味 薫議員6票、與儀常次議員5票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、3票です。

したがって、座間味 薫議員が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場を開く)

○ 吉田清尊 臨時議長 ただいま議長に当選された座間味 薫議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

当選人の発言を求めます。座間味 薫議員。

○ 座間味 薫 議長 おはようございます。ただいま議長に当選しました座間味です。議長当選承諾及び就任の挨拶を申し上げます。

議長に当選しましたことは、私にとっては身に余る光栄であります。また同時に、議長の職務の重大さを痛感しております。議長としての任期中、村民や行政当局、または議会議員、職員の皆様方の信頼を得て、議会の代表としてさらに議会運営の責任者として、公正公平な立場で議長としての重要な責務を果たす決意であります。

議会議員各位のご指導とご協力を、心よりお願い申し上げます。議長当選承諾及び就任の挨拶とします。ありがとうございました。

○ 吉田清尊 臨時議長 議長、議長席にお着き願います。

○ 吉田清尊 臨時議長 しばらく休憩します。

(休憩時刻 午前10時18分)

午

後

○ 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午後1時40分)

本日のこれよりの議事日程は、お手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

追加日程第1.「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において1番 島袋 誠議員及び2番 上原祐希議員を指名します。

追加日程第2.「会期の決定」を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日から10月1日までの4日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日から10月1日までの4日間と決定しました。

追加日程第3.「副議長の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

副議長に上原祐希議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました上原祐希議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、ただいま指名しました上原祐希議員が副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選された上原祐希議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

当選人の発言を求めます。上原祐希議員。

○ 上原祐希 副議長 皆さん、こんにちは。上原祐希です。

このたび議員の皆様のご推挙により、副議長の要職に就くことになりました。副議長当選承諾及び就任の挨拶を申し上げます。

副議長としての任期中、村政の発展と村民の福祉向上を目指し、議長をしっかりとお支えしながら、円滑で活発な議会運営のため、誠心誠意努力してまいり所存でございます。最年少と若輩者の私ではございますが、議会議員各位のご支持とご協力を心よりお願い申し上げ、副議長当選承諾及び就任の挨拶とします。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後 1 時43分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後 1 時44分)

追加日程第 4. 「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第 4 条第 1 項の規定によって、ただいま着席のとおり指定します。

追加日程第 5. 「常任委員の選任」を行います。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第 5 条第 4 項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、常任委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後 1 時45分)

○ 上原祐希 副議長 再開します。 (再開時刻 午後 1 時47分)

追加日程第 6. 「議長の常任委員の辞任」を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、座間味 薫議長の退場を求めます。

(座間味 薫議長 退場)

○ 上原祐希 副議長 座間味 薫議長から、その職責上の理由によって常任委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りします。

本件は、申し出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 上原祐希 副議長 「異議なし」と認めます。

したがって、「座間味 薫議長の常任委員の辞任」を許可することに決定しました。

○ 上原祐希 副議長 休憩します。 (休憩時刻 午後 1 時48分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後 1 時49分)

これより各常任委員会の委員長を互選していただきます。

○ 座間味 薫 議長 しばらく休憩します。 (休憩時刻 午後 1 時49分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後 2 時00分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから諸般の報告をします。

休憩中に各常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので、報告いたします。

総務文教常任委員会委員長に座間味邦昭議員、副委員長に與那嶺 透議員。

経済建設常任委員会委員長に與儀常次議員、副委員長に與那勝治議員。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

追加日程第7.「議会運営委員の選任」を行います。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、議会運営委員は、お手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定しました。これより議会運営委員会の委員長及び副委員長を互選していただきます。

○ 座間味 薫 議長 しばらく休憩します。(休憩時刻 午後2時01分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。(再開時刻 午後2時11分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから諸般の報告をします。

休憩中の議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので、報告いたします。

議会運営委員会委員長に山城 太議員、副委員長に島袋 誠議員。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで、諸般の報告を終わります。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。(休憩時刻 午後2時12分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。(再開時刻 午後2時16分)

追加日程第8.「決議第4号 議会広報調査特別委員会設置に関する決議」を議題とします。

本件について提出者の報告を求めます。3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員

決議第4号

平成30年9月28日

今 帰 仁 村 議 会

議長 座間味 薫 殿

提出者	與那嶺	透
賛成者	島袋	誠
〃	座間味	邦 昭
〃	嘉陽	崇

議会広報調査特別委員会設置に関する決議

上記議案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

議会広報調査特別委員会設置に関する決議

次のとおり議会広報調査特別委員会を設置するものとする。

記

- 1 名 称 議会広報調査特別委員会
- 2 設置の根拠 地方自治法第109条及び委員会条例第3条
- 3 目 的 議会広報の編集及び発行に関する調査
- 4 委員の定数 4人
- 5 調査期限 調査終了まで閉会中もなお調査を行うことができる。

(提案理由)

議会広報は、議会と住民を結ぶ架け橋であり、議会の審議・状況を広く住民に知らせる重要な役割を担っている。この議会広報の充実強化を図り、編集委員として十分な活動ができるようにするため、「議会広報調査特別委員会」を設置する。

以上。

○ 座間味 薫 議長 お諮りします。

「決議第4号 議会広報調査特別委員会設置に関する決議」については、会議規則第39条第2項の規定によって、質疑、討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後2時19分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後2時23分)

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

これから「決議第4号 議会広報調査特別委員会設置に関する決議」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、「決議第4号 議会広報調査特別委員会設置に関する決議」は、原案のとおり可決され

ました。

追加日程第9.「議会広報調査特別委員の選任」を行います。

お諮りします。

議会広報調査特別委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、議会広報調査特別委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。(休憩時刻 午後2時24分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。(再開時刻 午後2時24分)

これより議会広報調査特別委員会の委員長及び副委員長を互選していただきます。

○ 座間味 薫 議長 しばらく休憩します。(休憩時刻 午後2時25分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。(再開時刻 午後2時33分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから諸般の報告をします。

休憩中に議会広報調査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので、報告いたします。

議会広報調査特別委員会委員長に與那嶺 透議員、副委員長に嘉陽 崇議員。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで、諸般の報告を終わります。

追加日程第10.「本部町・今帰仁村消防組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

本部町・今帰仁村消防組合議会議員に、與儀常次議員、吉田清尊議員、與那勝治議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま、議長が指名した與儀常次議員、吉田清尊議員、與那勝治議員を本部町・今帰仁村消防組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、ただいま指名しました與儀常次議員、吉田清尊議員、與那勝治議員が本部町・今帰仁村消防組合議会議員に当選されました。

ただいま、本部町・今帰仁村消防組合議会議員に当選された與儀常次議員、吉田清尊議員、與那勝治議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

追加日程第11.「本部町今帰仁村清掃施設組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

本部町今帰仁村清掃施設組合議会議員に山城 太議員、玉城みちよ議員、島袋 誠議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま、議長が指名した山城 太議員、玉城みちよ議員、島袋 誠議員を本部町今帰仁村清掃施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、ただいま指名しました山城 太議員、玉城みちよ議員、島袋 誠議員が本部町今帰仁村清掃施設組合議会議員に当選されました。

ただいま、本部町今帰仁村清掃施設組合議会議員に当選された山城 太議員、玉城みちよ議員、島袋 誠議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

追加日程第12.「沖縄県介護保険広域連合議会議員の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

沖縄県介護保険広域連合議会議員に與那嶺 透議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま、議長が指名した與那嶺 透議員を沖縄県介護保険広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、ただいま指名しました與那嶺 透議員が沖縄県介護保険広域連合議会議員に当選されました。

ただいま、沖縄県介護保険広域連合議会議員に当選された與那嶺 透議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

○ 座間味 薫 議長 暫時休憩します。(休憩時刻 午後2時38分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。(再開時刻 午後3時25分)

初議会に当たり、村長のほうにご挨拶をお願いしたいと思います。

喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 皆さん、こんにちは。村議会改選後の初議会第5回臨時会が全議員出席のもと、開会することができ、改めて当選されました議員の皆様、おめでとうございます。初当選された議員、または再選されました議員の皆様は喜びと同時に、また村民の代表として決意も新たにされていることと思います。議員の皆様が選挙の際に、村民や有権者に約束した政策公約をしっかりと実現できるよう、政策提案し、村民の福祉の向上、村政発展のために活躍されますことを期待いたします。

また、村行政としても、村議会と連携を図りながらしっかりと頑張ってまいりますので、よろしくご指導、ご協力くださいますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

○ 座間味 薫 議長 追加日程第13.「同意案第5号 今帰仁村監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、嘉陽 崇議員の退場を求めます。

(嘉陽 崇議員 退場)

○ 座間味 薫 議長 休憩します。(休憩時刻 午後3時27分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。(再開時刻 午後3時27分)

これより提出者の説明を求めます。喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長

同意案第5号

今帰仁村監査委員の選任につき同意を求めることについて

下記の者を今帰仁村監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条の規定により、議会の同意を求めます。

記

住 所 今帰仁村字
氏 名 嘉陽 崇（かよう たかし）
生年月日 昭和一年一月一日
任 期 平成30年10月1日～平成34年9月27日

平成30年9月28日提出
今帰仁村長 喜屋武 治 樹

提案理由

監査委員1名が平成30年9月27日任期満了のため、新たに監査委員を選任したいので、この同意案を提出します。

履歴書を添付してありますので、御参照ください。

○ 座間味 薫 議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「同意案第5号 今帰仁村監査委員の選任につき同意を求めることについて」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件について、同意することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○ 座間味 薫 議長 起立多数です。

したがって、「同意案第5号 今帰仁村監査委員の選任につき同意を求めることについて」は同意することに決定いたしました。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後3時29分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後3時29分)

追加日程第14. 「議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書の件」を議題とします。

議会運営委員長から各定例会及び臨時会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項等について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。本臨時会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、臨時会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成30年第5回今帰仁村議会臨時会を閉会します。

(閉会時刻 午後3時31分)

上記、地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

今 帰 仁 村 議 会

臨時議長 吉 田 清 尊

議 長 座間味 薫

副議長 上 原 祐 希

署名議員 島 袋 誠

署名議員 上 原 祐 希